

基徴発第0824001号

平成19年8月24日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る報告について」
の一部改正について

標記については、平成18年3月2日付け基徴発0302001号「労働保険の未手続事業一掃対策に係る業務取扱要領の送付について」（以下「1号通達」という。）及び同日付け基徴発第0302002号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る報告について」（以下「2号通達」という。）により、未手続事業一掃対策についての報告を行うよう通知しているところであるが、今般、事務簡素化・効率化の観点から関係通達を下記の通り一部改正することとしたので遺漏なきよう取り計らわれない。

記

第1 1号通達の改正

別添様式15を次のように改める。

第2 2号通達の改正

2号通達の一部を次のように改正する。

1 記の1の本文を次のように改める。

本省への報告は、本通達別添の様式15「未手続事業保険関係成立状況等報告書」(以下「報告書」という。)を用いること。

2 記の2中「半期ごとに集計した結果を上半期(4月1日～9月30日)にあつては当該年度の10月末、下半期(10月1日～翌年3月31日)にあつては」を「年度を通じた(4月1日～翌年3月31日)活動実績を」に改める。

3 記の3(1)中、「上半期又は下半期に各々手続指導等を行った件数等を記載すること。よつて当該半期に完結していない未手続事業については、当該半期末日」を「当該年度末」に改める。

4 記の3(2)を次のように改める。

(2) 「1 未手続事業数(前期より繰り越されたもの及び今期に把握されたもの)」のうち「①適用促進計画件数」については、平成17年3月31日付け基徴発第0331001号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る留意事項について」の記の1「適用促進計画の策定」において、「策定に当たつては、全体の新規成立事業場数に加え、局において実施する労働保険の保険関係成立の手続の指導の具体的な年間目標件数を予め定めること」としており、これに基づき策定した「全体の新規成立事業場数」を「i) 新規成立事業場数」に、「手続の指導件数」の年間目標件数を「ii) 手続指導件数」に各々記載すること。

なお、「全体の新規成立事業場数」には、新たに事業を開始したなどによる自然増分も含めること。

「②今期末手続事業総数」については、当該年度において把握しているすべての未手続事業数(前年度以前からの繰り越分を含む。)を記載すること。

なお、未手続事業と把握したが、実態は労働者がいないなど明確に適用事業に該当しないと判断できる場合は報告件数には含めないこと。

「③主な把握方法による件数(上記②の内訳)」の各欄については次のとおりとする。

イ 「i) 前期繰り越件数」については、前年度以前から繰り越された未手続事業数を記載すること。

ロ 「ii) 全国労働保険事務組合連合会支部からの情報」については、協議会などにより全国労働保険事務組合連合会都道府県支部(以下「全保連支部」という。)から提供された未手続事業数を記載すること。

ハ 「iii) 局で把握した件数」については、上記i)、ii)に該当しない未手

続事業数を記載することとし、主な把握方法を括弧内に記載すること。

5 記の3中(8)を削り、(7)中「「10 (参考) 保険事故(労災保険・雇用保険に係る成立手続件数)」」を「「9 (参考) 保険事故(労災保険・雇用保険に係る成立手続件数)」」に、「①上半期もしくは②下半期に記載すること。この場合、①及び②について、労災保険及び雇用保険の成立手続件数を」を「労災保険及び雇用保険について」に改め、(7)を(9)とし、(6)中「「9 運輸機関からの通報制度処理等件数(報告書1~8のうち書き)」」を「「8 運輸機関からの通報制度処理等件数(報告書1~7のうち書き)」」に、「項目1~8」を「項目1~7」に改め、「なお、旅客自動車運送事業にあつては、平成18年度上半期報告からとすること。」を削り、(6)を(8)とし、(5)を次のように改める。

(6) 「6 職権成立・認定決定等数」の各欄については次のとおりとする。

イ 「①職権成立・認定決定件数」の「i) うち、労災保険のみ職権成立となった件数」については、労災保険と雇用保険の両方の保険制度において適用事業となる事業のうち労災保険に係る成立手続のみを職権により行い、雇用保険に係る成立手続については今後も手続指導を行う必要がある事業数を記載すること。

ロ 「ii) うち、立入検査を実施せずに職権成立となった件数」については、職権成立を行った事業のうち立入検査を実施しなかった事業数を記載すること。

ハ 「iii) うち、毎月勤労統計調査による認定決定件数」については、職権成立後に認定決定を行った事業のうち、当該事業の労働保険料の算出を毎月勤労統計調査を用いて行った事業数を記載すること。

ニ 「②職権成立・認定決定を実施した主な理由」については、職権成立及び認定決定を行うにあたり、当該事業を対象とした理由を選択肢から選択すること。また、選択肢にはない理由により対象とした場合には、その理由を「v) その他」の括弧内に記載すること。

ホ 「③職権成立させた主な事業の業種」については、職権成立させた事業のうち件数が多い業種について、労災保険適用事業細目における事業の種類細目と事業数を記載すること。

なお、事業の種類細目が判別しがたい場合には、事業の種類番号又は日本標準産業分類の小分類を記載すること。

(7) 「7 次期繰越件数」については、年度末時点で未完了の事業数を記載すること。

なお、「今期末手続事業総数」から「未完了の件数」を差し引いた件数と「自主的成立件数」及び「職権成立件数」の合計数が一致しない場合には、

一致しない理由と事業数を括弧内に記載すること。

6 記の3(4)を次のように改める。

(5) 「5 自主的成立手続件数(繰越・振替分を含む)」については、労働局の手続指導又は全保連支部の加入勧奨により自主的に成立手続を行った未手続事業数を記載すること。なお、自主的に成立手続を行った未手続事業が前年度以前より繰り越された事業であっても件数に計上すること。

また、全保連支部より労働局へ振り替えられた未手続事業が自主的に成立手続を行った場合には「②労働局の手続指導による件数」に計上することとし、「③全国労働保険事務組合連合会都道府県支部の加入勧奨による成立件数」には計上しないこと。

7 記の3(3)中第2段落以降を削り、(3)を(4)とし、(2)の次に次の1項を加える。

(3) 「3 未手続事業に対する手続指導・加入勧奨の分担」については、把握している未手続事業に対する手続指導・加入勧奨の担当数を労働局と全保連支部に分けて記載することとし、どちらが担当するか決まっていない場合には「③その他」に計上すること。

なお、原則として、「①労働局担当数」と「②全国労働保険事務組合連合会都道府県支部担当数」の合計と、「1 未手続事業数(前期より繰り越されたもの及び今期に把握されたもの)」の「②今期末手続事業総数」の事業数は一致すること。

「3 未手続事業に対する手続指導・加入勧奨の分担」の各欄の記載内容については次のとおりとする。

イ 「①労働局担当数」の「i) 労働局担当分」については、協議会により初めから労働局が手続指導を行うこととなった事業数を記載すること。

ロ 「ii) 全保連支部からの振替分」については、協議会により全保連支部が加入勧奨を行うこととした後に、労働局の担当分として振り替えられた事業数を記載すること。

ハ 「②全国労働保険事務組合連合会都道府県支部担当数」については、協議会で全保連支部が加入勧奨を行うこととした事業数を記載すること。

なお、「①労働局担当数」の「ii) 全保連支部からの振替分」に計上される事業は除くこと。

ニ 「③その他」については、①、②に該当しない未手続事業数を記載することとし、括弧内に①、②に計上されない理由を記載すること。

8 別添を次のように改める。

未手続事業保険関係成立状況等報告書

労働局名： _____

担当者氏名： _____

連絡先： _____

1 未手続事業数	合計 0件
①適用促進計画件数	
i)新規成立事業場数	
ii)手続指導件数	
②今期未手続事業総数	
③主な把握方法による件数(上記②の内訳)	合計 0件
i)前期繰越件数	
ii)全国労働保険事務組合連合会支部からの情報	
iii)局で把握した件数 (主な把握方法を記載すること)	
④業種別未手続事業数(上位3業種について記載)	
・事業の種類の詳細目(又は産業分類の小分類)	
・事業の種類の詳細目(又は産業分類の小分類)	
・事業の種類の詳細目(又は産業分類の小分類)	
2 全国労働保険事務組合連合会都道府県支部との協議会	
①協議回数	
②開催時期	
3 未手続事業に対する手続指導・加入勧奨の分担	合計 0件
①労働局担当数	
i)労働局担当分	
ii)全保連支部からの振替分	
②全国労働保険事務組合連合会都道府県支部担当数	
③その他	

4 労働局の手続指導等

- ①未手続事業への勧奨文書送付件数
- ②局・署・所に出頭させた事業
 - i) 件数 (1事業=1件)
 - ii) 回数 (1事業でもその都度の回数)
- ③個別訪問した事業
 - i) 件数 (1事業=1件)
 - ii) 回数 (1事業でもその都度の回数、不在訪問を含む)
- ④事前調査数
 - i) 件数 (1事業=1件)
 - ii) 回数 (調査総数)

5 自主的成立手続件数 (繰越・振替分も含む)

- ①自主的成立手続合計件数 (下記②+③)
- ②労働局の手続指導による件数
- ③全国労働保険事務組合連合会都道府県支部の加入勧奨による件数

合計 0件

6 職権成立・認定決定等数

- ①職権成立件数
 - i) うち、労災保険のみ職権成立となった件数
 - ii) うち、立入検査を実施せずに職権成立となった件数
 - iii) うち、毎月勤労統計調査による認定決定件数
- ②職権成立・認定決定を実施した主な理由
 - i) 規模・従業員数 iv) 他の未手続事業に対する影響力
 - ii) 業種 v) その他
 - iii) 地域性
(未手続事業が多い等)

③職権成立させた主な事業の業種

- ・事業の種類の詳細目(又は産業分類の小分類) _____
- ・事業の種類の詳細目(又は産業分類の小分類) _____
- ・事業の種類の詳細目(又は産業分類の小分類) _____

7 次期繰越件数

1-②「今期末手続事業総数」のうち、今年度末時点で成立手続が未完了の件数

※「未完了件数」+「自主・職権成立件数」=「1-②今期末手続事業総数」とならない場合は、その理由と件数を記述すること。

[]

8 運輸機関からの通報制度処理等件数（上記1～7のうち書き）

①貨物自動車運送事業

i)前年度末時点での通報件数（但し、前年度末時点で未手続事業のものに限る。）

ii)今年度通報件数

うち、通報受理時に手続済みだった事業数

iii)上記 i、ii の合計件数

うち、手続指導を行った件数

うち、手続指導後に自主成立した件数

うち、職権成立させた件数

うち、現在も未手続事業の件数

うち、地方運輸局等への回報済み件数

合計 0件

②旅客自動車運送事業

i)前年度末時点での通報件数（但し、前年度末時点で未手続事業のものに限る。）

ii)今年度通報件数

うち、通報受理時に手続済みだった事業数

iii)上記 i、ii の合計件数

うち、手続指導を行った件数

うち、手続指導後に自主成立した件数

うち、職権成立させた件数

うち、現在も未手続事業の件数

うち、地方運輸局等への回報済み件数

合計 0件

9（参考）保険事故に係る成立手続件数

成立手続を行った件数

うち、労災保険に係る件数

うち、雇用保険に係る件数

改訂前 (18.03.02 基徴発第0302002号)

- 1 報告の仕様
本省への報告は、別添「未手続事業保険関係成立状況等報告書」(以下「報告書」という。)を用いること。
- 2 報告の時期及び報告先
未手続事業に対する手続指導等の状況等について、半期ごとに集計した結果を、上半期(4月1日～9月30日)にあつては当該年度の10月末、下半期(10月1日～翌年3月31日)にあつては翌年度の4月末までに報告書により、本省労働保険徴収課長あて報告(送付先：労働保険徴収課適用係あて)すること。
- 3 報告書の記載に当たっての留意点
- (1) 報告書の記載内容は、上半期又は下半期に各々手続指導等を行った件数等を記載すること。よつて当該半期に完結していない未手続事業については、当該半期末日時点の状況を記載すること。
- (2) 「1 未手続事業数」について、①は年度当初に策定した適用促進計画に載せている予定件数を、②は当該半期で把握した総件数を、③は把握方法ごとの件数を各々記載すること。

改訂後

- 1 報告の仕様
本省への報告は、本通達別添の様式15「未手続事業保険関係成立状況等報告書」(以下「報告書」という。)を用いること。
- 2 報告の時期及び報告先
未手続事業に対する手続指導等の状況等について、年度を通じた(4月1日～翌年3月31日)活動実績を翌年度の4月末までに報告書により、本省労働保険徴収課長あて報告(送付先：労働保険徴収課適用係あて)すること。
- 3 報告書の記載に当たっての留意点
- (1) 報告書の記載内容は、当該年度末時点の状況を記載すること。
- (2) 「1 未手続事業数(前期より繰り越されたもの及び今期に把握されたもの)」のうち「④適用促進計画件数」については、平成17年3月31日付け基徴発第0331001号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る留意事項について」の記の1「適用促進計画の策定」において、「策定に当たっては、全体の新規成立事業場数に加え、局において実施する労働保険の保険関係成立の手続の指導の具体的な年間目標件数を予め定めること」としており、これに基づき策定した「全体の新規成立事業場数」を「i) 新規成立事業場数」に、「手続の指導件数」の年間目標件数を「ii) 手続指導件数」に各々記載すること。
なお、「全体の新規成立事業場数」には、新たに事業を開始したなどによる自然増分も含めること。
「②今期末手続事業総数」については、当該年度において把握しているすべての未手続事業数(前年度以前からの繰越分を含む。)を記載すること。
なお、未手続事業と把握したが、実態は労働者がいないなど明確に適用事業に該当しないと判断できる場合は報告件数には含めないこと。
「③主な把握方法による件数(上記②の内訳)」の各欄については次のとおりとする。
イ 「i) 前期繰越件数」については、前年度以前から繰り越された未手続事業数を記載すること。
ロ 「ii) 全国労働保険事務組合連合会支部からの情報」については、協議会などにより全国労働保険事務組合連合会都道府県支部(以下「全保連支部」という。)から提供された未手続事業数を記載すること。
ハ 「iii) 局で把握した件数」については、i)、ii)に該当しない未手続事業数を記載することとし、主な把握方法を括弧内に記載すること。
- (3) 「3 未手続事業に対する手続指導・加入勧奨の分担」については、把握している未手続事業に対する手続指導・加入勧奨の担当数を労働局と全保連支部に分けて記載することとし、どちらが担当するか決まっていな場合には「③その他」に計上すること。

なお、原則として、「①労働局担当数」と「②全国労働保険事務組合連合会都道府県支部担当数」の合計と、「1 未手続事業（前期より繰り越されたもの及び今期に把握されたもの）」の「②今期未手続事業総数」の事業数は一致すること。

「3 未手続事業に対する手続指導・加入勧奨の分担」の各欄の記載内容については、次のとおりとする。

イ 「①労働局担当数」の「i) 労働局担当分」については、協議会により初めから労働局が手続指導を行うこととなった事業数を記載すること。

ロ 「ii) 全保連支部からの振替分」については、協議会により全保連支部が加入勧奨を行うこととした後に、労働局の担当分として振り替えられた事業数を記載すること。

ハ 「②全国労働保険事務組合連合会都道府県支部担当数」については、協議会で全保連支部が加入勧奨を行うこととした事業数を記載すること。

なお、「①労働局担当数」の「ii) 全保連支部からの振替分」に計上される事業は除くこと。

ニ 「③その他」については、①、②に該当しない未手続事業数を記載することとし、括弧内に①、②に計上されない理由を記載すること。

(3) 「4 労働局の手続指導等」について、(1事業=1件)としているものは、同一事業に対して複数回の指導等を行った場合でも1件として件数をカウントすること。他方、総数は、事業件数に関係なく総ての指導等を行った場合の回数とすること。

⑤の職権成立・認定決定件数は、その合計数及び各月ごとの件数を記載すること。

また、うち書きについては、職権成立・認定決定件数に対する各々の件数を記載すること。

更に、主な理由欄には、職権成立・認定決定件数全体における主要な理由を1ないし2程度記載すること。

(4) 「5 自主的成立手続件数」について、各項目での振り分けは、その当該指導時点から次の指導時点までの間とすること(例：個別訪問時での成立件数の場合は、実際に個別訪問を行った日以降次の指導時点である事前調査実施決定前までの間に手続きした件数を記載する。)

なお、手続勧奨文書送付時での成立件数が不明な場合は、出頭時での成立件数に含めてよい。また、手続勧奨文書送付前に電話での手続指導によって成立手続を行った場合は手続勧奨文書送付時に含めてもよいこと。

(5) 「8 次期繰り越し件数」について、上半期報告にあつては①のみを、下半期報告にあつては②のみを記載すること。

なお、②は上・下半期を合算(年間件数)して記載すること。

(4) 「4 労働局の手続指導等」について、(1事業=1件)としているものは、同一事業に対して複数回の指導等を行った場合でも1件として件数をカウントすること。他方、総数は、事業件数に関係なく総ての指導等を行った場合の回数とすること。

(5) 「5 自主的成立手続件数(繰越・振替分も含む)」については、労働局の手続指導又は全保連支部の加入勧奨により自主的に成立手続を行った未手続事業数を記載すること。なお、自主的に成立手続を行った未手続事業が前年度以前より繰り越された事業であっても件数に計上すること。

また、全保連支部より労働局へ振り替えられた未手続事業が自主的に成立手続を行った場合には「②労働局の手続指導による件数」に計上することとし、「③全国労働保険事務組合連合会都道府県支部の加入勧奨による成立件数」には計上しないこと。

(6) 「6 職権成立・認定決定等数」の各欄については次のとおりとする。

イ 「①職権成立・認定決定件数」の「i) うち、労災保険のみ職権成立となった件数」については、労災保険と雇用保険の両方の保険制度において適用事業となる事業のうち労災保険に係る成立手続のみを職権により行い、雇用保険に係る成立手続については今後も手続指導を行う必要がある事業数を記載すること。

ロ 「ii) うち、立入検査を実施せずに職権成立となった件数」については、

(6) 「9 運輸機関からの通報制度処理等件数(報告書1～8のうち書き)」について、国土交通省地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。)又は運輸支局(兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下、「地方運輸局又は運輸支局」を「地方運輸局等」という。)から通報された貨物自動車運送事業及び旅客自動車運送事業の未手続となっている各項目の件数及び地方運輸局等に回報した件数を記載すること。但し、その件数は項目1～8のうち数であることに留意すること。

なお、旅客自動車運送事業にあつては、平成18年度上半期報告からとすること。

(7) 「10 (参考) 保険事故(労災保険・雇用保険に係る成立手続件数)」について、未手続事業であつて、保険事故(労災保険・雇用保険)の発生により成立手続及び認定決定を行った件数を①上半期もしくは②下半期に記載すること。この場合、①及び②について、労災保険及び雇用保険の成立手続件数を各々うち書きすること。

なお、本件数は参考として報告を求めるものであつて、報告書の各項目にある件数には含まれるものではないこと。

(8) 二重線で囲った件数、回数、金額及び納付率には、上半期及び下半期を含めた年間総件数、総回数、総額及び年間納付率を記載すること。

よつて、上半期報告にあつては、二重線で囲った部分以外を、上半期報告にあつては、二重線で囲った部分を含めた総ての項目を記載すること。

職権成立を行った事業のうち立入検査を実施しなかった事業数を記載すること。

ハ 「iii) うち、毎月勤労統計調査による認定決定件数」については、職権成立後に認定決定を行った事業のうち、当該事業の労働保険料の算出を毎月勤労統計調査を用いて行った事業数を記載すること。

ニ 「②職権成立・認定決定を実施した主な理由」については、職権成立及び認定決定を行うにあたり、当該事業を対象とした理由を選択肢から選択すること。また、選択肢にはない理由により対象とした場合には、その理由を「v) その他」の括弧内に記載すること。

ホ 「④職権成立させた主な事業の業種」については、職権成立させた事業のうち件数が多い業種について、労災保険適用事業細目における事業の種類細目と事業数を記載すること。

なお、事業の種類細目が判別しがたい場合には、事業の種類番号又は日本標準産業分類の小分類を記載すること。

(7) 「7 次期繰越件数」については、年度末時点で未完了の事業数を記載すること。

なお、「今期末手続事業総数」から「未完了の件数」を差し引いた件数と「自主的成立件数」及び「職権成立件数」の合計数が一致しない場合には、一致しない理由と事業数を括弧内に記載すること。

(8) 「8 運輸機関からの通報制度処理等件数(報告書1～7のうち書き)」について、国土交通省地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。)又は運輸支局(兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下、「地方運輸局又は運輸支局」を「地方運輸局等」という。)から通報された貨物自動車運送事業及び旅客自動車運送事業の未手続となっている各項目の件数及び地方運輸局等に回報した件数を記載すること。但し、その件数は項目1～7のうち数であることに留意すること。

(9) 「9 (参考) 保険事故(労災保険・雇用保険に係る成立手続件数)」について、未手続事業であつて、保険事故(労災保険・雇用保険)の発生により成立手続及び認定決定を行った件数を労災保険及び雇用保険について各々うち書きすること。

なお、本件数は参考として報告を求めるものであつて、報告書の各項目にある件数には含まれるものではないこと。

(削除)